

神奈川中央交通株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和5年3月23日（木） 10:35～11:15

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 渡眞利、宮田、本間、佐藤、廣井、山本

4. 議事概要

- 自動車局から、神奈川中央交通株式会社（以下「神奈川中央交通」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係るパブリックコメントの結果及び第1回の審議における委員からの質問事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 障害者割引は、もともと国や自治体からの指導等があり、それを受けた事業者が独自に制度を設けているのか。
 - ② 実績年度の補助金について、地方自治体から交付を受けた補助金（31,788千円）の内訳だけでなく、国を含めて交付を受けたすべての補助金の内訳を教えてください。
 - ③ 不採算路線の改善策において、「連節バスを導入等による輸送の効率化」とあるが、不採算路線での連節バスの運行は非効率ではないか。
等について、意見・質問があった
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 基本的には、国からの協力依頼を受けて、事業者の判断で設けているものである。身体障害者及び知的障害者の割引はほぼすべての事業者で導入されているが、精神障害者割引は4割程度であるため、引き続き協力を求めているところである。
 - ② 確認する。
 - ③ 輸送の効率化により人件費の削減は図られるが、連節バスの導入に関して確認

する。
等の回答があった。

※本審議における委員からの質問事項について、令和5年3月30日に自動車局から回答があり、委員から意見・質問はなかった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。